



令和 7 年 11 月 4 日

住宅局住宅戦略官付

住生活基本計画（全国計画）の策定に向けた中間とりまとめを公表します

～「2050 年に目指す住生活の姿」と「当面 10 年間で取り組む施策の方向性」を提示～

社会資本整備審議会住宅宅地分科会では、令和 6 年 10 月より、新たな「住生活基本計画（全国計画）」の策定に向けた議論を行ってきました。

このたび、今後の検討を進めるに当たっての課題や方向性、施策のイメージ、留意点等を中間的に整理した「中間とりまとめ」を公表します。

■住生活基本計画とは

「住生活基本計画（全国計画）」は、住生活基本法に基づき策定される国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画です。国及び地方公共団体は、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

令和 3 年 3 月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」は、おおむね 5 年後に計画を見直すこととされており、令和 8 年 3 月までに新たな「住生活基本計画」を策定することを予定しています。

■中間とりまとめのポイント

社会資本整備審議会住宅宅地分科会においては、令和 6 年 10 月より、新たな「住生活基本計画（全国計画）」の策定に向け、四半世紀先の 2050 年の社会経済情勢等を見据えながら、我が国の住生活をめぐる状況の変化や現行の住生活基本計画に基づく主な施策の取組状況等について、議論を行ってきました。

「中間とりまとめ」では、これまでの住宅宅地分科会における議論を踏まえ、2050 年を見据えたこれからの住生活に関する基本認識を示した上で、住宅政策の課題を 3 つの視点及び 11 の項目に整理するとともに、それぞれの項目ごとに「2050 年に目指す住生活の姿」、「当面 10 年間で取り組む施策の方向性」、「具体施策のイメージ」、「指標のイメージ」を提示しました。

新たな「住生活基本計画（全国計画）」の策定に向けて、住宅宅地分科会では、引き続き、具体的な検討を進めていくこととしています。

公表された「中間とりまとめ」は、以下の国土交通省ホームページよりご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s202_jutakutakuchi01.html

<問い合わせ先>

住宅局住宅戦略官付 TEL : 03-5253-8111

